

建設工事における交通誘導員の配置規制の見直しに向けた取組について

1 概要

第3回“ふじのくに”規制改革会議（平成29年度）において審議した「建設工事における交通誘導員の配置に関する規制の緩和」について、今般、県において、関係機関と連携して協議会を設置し、規制の一部見直しに向けた検討を開始した。

2 過去の提案と対応方針

提案項目	対応方針
山間地等で交通量が少なく安全性が見込まれる路線の一部区域における交通誘導員配置基準の緩和	全国一律の内規で基準が決まっており、交通量が少ない山間部においても、見通しが悪く、道路の幅員が狭くなるなど、交通事故が発生する危険性に差異はないことから対応不可とした。
山間地等で交通量が少なく安全性が見込まれる路線の一部区域における、仮設交通信号機設置による交通誘導員の配置省略	「仮設交通信号機」は、一律に禁止するものではないものの、交通事故が発生した場合における設置者への法的責任の問題があること等から、交通誘導員に代わる手段として設置・運用することはできない。

3 規制の見直しに向けた県の取組

昨今の交通誘導員のひっ迫等に伴い、その十分な確保が困難となり、工期延長や入札不調等、工事の円滑な施工に支障を来しているため、関係機関と連携してその対応策を検討するための協議会「静岡県交通誘導対策協議会」を設置し、いわゆる「自家警備」の導入等の交通誘導員の配置に係る規制の見直しを推進していく。

○静岡県交通誘導対策協議会の概要

設置目的	工事現場における交通誘導業務を含む交通安全対策を適切に行うため、関係者間で必要な情報共有を行い、対応策等について検討する
設置時期	令和2年9月
構成メンバー	<ul style="list-style-type: none">静岡県交通基盤部（建設技術企画課、工事検査課、建設業課、道路保全課）一般社団法人静岡県警備業協会一般社団法人静岡県建設業協会 <オブザーバー> <ul style="list-style-type: none">静岡県警察本部（生活保安課、交通規制課）国土交通省静岡国道事務所、静岡市、浜松市
主な取組	【自家警備の例外的な導入】 <ul style="list-style-type: none">警備業者の警備員に限定していた交通誘導員の配置要件を緩和し、一定の条件の下で、工事受注者による自家警備を行うことを可能とする。（令和2年10月から試行導入開始）
今後の予定	当面の間は試行導入を継続するとともに、定期的に試行状況の検証を行い、本格導入について判断する。